

くらしの赤信号

「良い物を安く買いたいけれど」
有名ブランドのダウンジャケットが
格安で買える？

SNSに、ダウンジャケットで有名なブランドの通販広告が出ていた。定価なら十
万円はする新品・正規品が、四万円という。
早速、通販サイトで、名前、住所、クレ
ジットカード番号等を入力し注文した。英
文で「手続きした」という旨の返信メー
ルが来た。

しかし、一向に商品が届かない。あらた
めて、サイトの評判を検索すると詐欺サイ
トらしいと分かった。サイトの表記には、
電話番号の記載がないので、慌ててメー
ルでキャンセルを申し入れたが、
「キャンセル出来ない、しば
らく待つように」と返信され
て来た。



アドバイス

- ・この時期には、冬物衣類やくつ等のネット通販トラブルのご相談が寄せられます。なかでも多いのが、有名ブランド品を「格安」で販売している通販サイトで注文したが、「届かない」、「偽物だった」というものです。
- ・購入前にサイトの情報を必ず確認しましょう。特に「責任者の氏名、所在地、電話番号」など、特定商取引法で義務づけられている表記がないサイトでの買い物はやめましょう。電話番号の記載があっても、携帯番号や日本に存在しない番号である場合や、文体が日本語として不自然な表現である場合は、詐欺サイトの可能性がありますので注意しましょう。
- ・クレジットカード番号、アカウント情報等を盗み出す目的の通販詐欺サイト（フィッシング詐欺）の可能性もあります。カード番号の入力は慎重にしましょう。
- ・代金を前払いすると取り戻すことが難しくなります。前払いによる購入は十分注意しましょう。
- ・通信販売には、クーリング・オフは適用されません。解約・返品は原則、通販業者が定める返品に関するルール（返品特約）に従うことになります。返品に関する条件記載がない場合に限って、商品到着後、8日間であれば送料自己負担で返品できます。

困ったら
ご相談を！

*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々のご協力で配布しています。

ご注意ください
[相談事例]



「このハガキは本物？」
「**圧着シールをめくると**
「**民事訴訟**」・「**強制執行**」
の記載が

【事例】

ハガキが届いた。文面は**圧着シール**で隠され、第三者が読めないようにしてあった。シールをはがして確認すると、**A債権回収会社**（実在の債権回収会社と類似の商号）からの通知で、「**未納料金があり民事訴訟を起こされている**」、「**このまま連絡なき場合は強制執行になる**」などと書かれていた。取下げ期間は通知到達日より**三日間**となっている。連絡しよよいものか？

アドバイス

◎ これまでもご紹介してきましたが、ハガキでの**架空請求**（身に覚えのない請求）を受けたという相談が発生しています。

◎ 春には「**民事訴訟管理センター**」や「**法務省管轄支局訴訟管理事務センター**」など**公的機関を装ったハガキ**での**架空請求**が発生。事例のように、最近では**実在の債権回収会社と類似の商号**で送られてくるものもあります。また、**圧着シール**などを使うことによって、**あたかも本物であるかのように勘違いさせる**など、**手が込んだ手口**です。

◎ **心当たりのない請求は支払う必要がありません。**

◎ **支払わないと「強制執行になる」**、「**裁判になる**」**というような、脅し文句があったとしても、慌てて連絡しないように**しましょう。類似のケースでは、**不安に思っ**て連絡したところ「**訴訟取り下げのため**に必要」などと様々な理由をつけて**数十万円請求されたケースもありました。**

◎ **支払ったり、連絡をする前に「相談を！」**不安に感じたりした場合は、相手に連絡する前に**消費生活センター**にご相談を！

総合消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

現在、貴殿は「総合消費料金未納分」に付いて契約会社、ないし運営会社から「未だ連絡がない状態」として民事訴訟による訴状が提出されております。
このまま連絡無き場合は、指定裁判所から書類通達状に出発となり、原告側の主張が全面的に受理され、被告の給与及び動産物、不動産の差し押さえを執行官立会いのもと強制執行し、「執行証書の交付」を承諾して頂きます。
民事訴訟、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて承りますが、こちらの書面は「総合消費者民法特例法」による法務省許可通達書の為、「個人情報保護法」上、御本人様からの御連絡を必ずお願い致します。

訴訟番号 (ワ)116
裁判取り下げ最終期日：通知到達日より3日

債権回収株式会社
〒105-0003
東京都港区西新橋
消費者相談窓口 03-
受付時間 平日 9:00～19:00

炊飯器や電気ケトルによる、乳幼児のやけど事故にご注意下さい！

～使用環境に注意し、安全に配慮された製品で事故防止を～

- ① 高温の蒸気や転倒して熱湯に触れるおそれのある、炊飯器や電気ケトル等の製品は、乳幼児の行動範囲内では使用しないようにしましょう。
- ② これらの製品を使用する場所に乳幼児が立ち入らないよう、ベビーゲートを置くなど安全対策を実施しましょう。
- ③ 電気ケトル等は、乳幼児の力でも転倒するおそれがあります。容器内には熱湯が入っていることを忘れずに注意しましょう。
- ④ 蒸気が出ない、炊飯中にふたが開かない等の機能のある炊飯器が販売されています。また、Sマークがついている電気ケトルや電気ポットは、転倒時に湯こぼれしにくい構造となっています。事故を未然に防ぐために、これらの安全に配慮された製品を選ぶようにしましょう。



※消費者庁ニュースリリース（平成29年12月13日付）から抜粋 詳しくは消費者庁HPで

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_171213_0002.pdf